

4. 浸水ハザードマップ

4-3 津波浸水想定区域図

この浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表したモデルを利用し、大阪府が最も悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したもので豊中市最南部での浸水が想定されています。

なお、浸水域や浸水深は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありませんので、注意してください。



浸水想定区域図（津波）の見方

5.0m 以上の区域
4.0m から 5.0m 未満の区域
3.0m から 4.0m 未満の区域
2.0m から 3.0m 未満の区域
1.0m から 2.0m 未満の区域
0.3m から 1.0m 未満の区域
0.01m から 0.3m 未満の区域

出典：大阪府 平成25年8月20日公表

大阪府ホームページもご覧ください。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/tunami_soutei.html

4-4 避難施設について

避難施設には指定緊急避難場所と指定避難所があり、災害時においてそれぞれ異なる役割があります。なお、ハザードマップでは避難施設として指定緊急避難場所を表示しています。

指定緊急避難場所

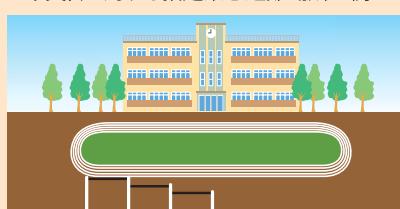
災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定

指定緊急避難場所のイメージ



対象とする災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物

土砂災害に対する指定緊急避難場所の例



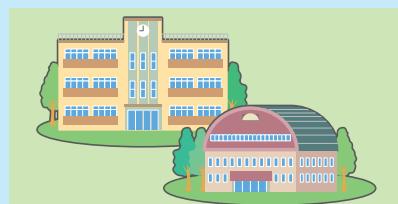
対象とする災害の危険が及ばない学校のグラウンド・駐車場等

地震、大規模な火事等に対する指定緊急避難場所の例

指定避難所

災害の危険があり避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設

指定避難所のイメージ



学校・体育館等の施設



公民館等の公共施設

災害時はまず**指定緊急避難場所**へ行き、自らの安全を確保しましょう！
帰宅が困難になった方が一時的に滞在する施設が**指定避難所**になります。